

八丈町農業委員会

第9回総会議事録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

令和3年12月20日(月)

八丈町役場大会議室

1. 開催日時：令和3年12月20日（月） 9：00～10：00

2. 場 所：八丈町役場大会議室

3. 農業委員出席：13名

会長	14	沖山 慶孝	委員	6	浅沼 實
会長職務代理者	13	浅沼 博之	〃	7	菊池 家司
委員	1	磯崎 正	〃	8	大澤 正雄
〃	2	伊勢崎武二（欠席）	〃	9	菊池 勝男
〃	3	菊池 國仁	〃	10	奥山 完己
〃	4	菊池 寛	〃	11	青木 保憲
〃	5	磯崎 典雄	〃	12	沖山 宗春

4. 農業委員欠席：1名

5. 農地利用最適化推進委員出席：5名

委員	1	菊池 睦男（欠席）	委員	5	浅沼 隆章
〃	2	加藤 純生	〃	6	欠員
〃	3	笹本 守彦	〃	7	奥山 利平
〃	4	西條 忍			

6. 農地利用最適化推進委員欠席：1名

7. 会議録署名委員の指名：11番 青木 保憲委員、12番 沖山 宗春委員

8. 議事

会議日程

- 1) 会長活動報告
- 2) 事務局長活動報告
- 3) 議案第1号 八丈町農業振興地域整備計画案の意見について
- 4) 議案第2号 農地法第3条第2項第5号の別断面積の設定について

9. 出席事務局職員：事務局長 高野 秀男、事務局 笹本 大祐、坂井 俊介、小宮山 優

10. 農業委員会等に関する法律第39条による出席者：3名

八丈支庁産業課農務担当 課長代理 河村 徹

八丈支庁産業課農務担当 主事 山口 修平

島しょ農林水産総合センター 主任普及指導員 平塚 徹也

11. 傍聴人：0名

[会議内容]

職務代理 それでは時間となりましたので第9回総会を開催いたします。
本日の会議録署名委員ですが、11番委員・12番委員をお願いします。
次に会長活動報告を行います。

議長 <会長活動報告>

議長 次に事務局長活動報告をお願いします。

事務局長 <事務局長活動報告>

議長 それでは議案に移って参ります。
議案第1号 八丈町農業振興地域整備計画案の意見について上程いたします。事務局より説明
願います。

事務局 八丈町農業振興地域整備案の意見について事務局より説明いたします。
資料をご覧ください。農振農用地の除外申請が●●●●氏よりありました。
申請地 大字●●●●番、所有者 ●●●●、地目 畑、面積43㎡

除外申請理由については、所有地を防火水槽設置用地として八丈町と賃貸契約を行ったため、
申請地の農用地区域の除外を行うためであります。

続いて申請地の場所について説明いたします。

【申請地説明】

農振農用地の除外にあたり、農業委員会、農協、農業振興地域協議会の各委員の方より意見を
いただくことになっておりますので、本総会において農業委員会のご意見をいただければと思
います。

議長 事務局からの説明が終わりました。ご意見とご質問をお受けいたしますが、いかがでしょう
か。

…無いようでしたら議案第1号を了承することにご異議ございませんか。

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第1号については了承することに決しました。

議長 続いて、議案第2号農地法第3条第2項第5号の別断面積の設定について上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第2号農地法第3条第2項第5号の別段面積の設定について、上記議案を提出する。
令和3年12月20日 八丈町農業委員会 会長 沖山慶孝
別紙のとおり、本件については農林水産省の通知に基づき、設定または修正の必要性を検討することとされているため提出する。
この件につきましては、先月の総会において協議事項で説明させていただきましたので、簡潔に説明させていただきます。
まず農業を始めるうえで、経営面積があまりに小さいと農業が効率的、安定的に行うことができないと想定されることから、一定以上の経営面積でないと許可はできないとされており、この一定以上の経営面積というのが下限面積になります。
この下限面積は制定された当初は50aでした。その後農地法改正とあわせて30aとなりました。
この下限面積はその地域の実情にあわせ、農業委員会の判断で引き下げることが可能であり、八丈町では平成25年に遊休農地解消と新規就農者促進を目的に1aへの引き下げを行い現在に至っております。下限面積については毎年検討し、その結果を公表することとされていることから、今年も協議事項、議案事項としてあげさせていただきました。
以上のことをまとめとしまして、1ページ目をご覧ください。
方針と理由の部分になりますが、耕作放棄地解消は進んでいるが、今後も継続して新規就農を促進する必要があることから、現行の下限面積1アールの継続実施を提案させていただきますので、よろしくお願いいたします。

議長 事務局からの説明が終わりました。
現行の下限面積1aの継続実施とのことですが、みなさま異議等はございませんか。
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第2号については承認することに決しました。